

第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事 運営業務委託公募型プロポーザル実施要領

この実施要領は、第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会が実施する第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事（総合開会式・パレード）運営業務に係る委託事業者を選定する公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものである。

1 業務概要

- (1) 業務名称
第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務
- (2) 契約期間
令和8年4月1日～令和9年3月31日
- (3) 委託料
20,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内
- (4) 業務内容
別紙1「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託仕様書」のとおり

2 スケジュール（予定）

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| (1) 公募開始（実施要領等の公開） | 令和8年1月21日（水） |
| (2) 質問票提出期限 | 令和8年1月28日（水） |
| (3) 上記質問に対する回答 | 令和8年1月30日（金） |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和8年2月4日（水） |
| (5) 参加資格の確認結果の通知 | 令和8年2月9日（月） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和8年2月25日（水） |
| (7) 企画提案書の審査（プレゼンテーション等） | 令和8年3月
(別途参加者に日程等を連絡) |
| (8) 選定結果通知・公表 | 令和8年3月 |
| (9) 契約の締結 | 令和8年4月1日（水） |

3 プロポーザル参加資格

- (1) 単独企業による参加
参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。
 - ① 石川県内に本社、支社または営業所を有する法人であること
 - ② 全国高等学校総合文化祭又は皇室ご臨席の式典行事を含む全国規模のイベントにおいて、式典演出や会場設営業務等の企画・運営を実施した実績を有していること
 - ③ 石川県競争入札参加者資格（物品の部）のうち分類番号24（企画展示広告・映

画・室内デザイン類)の資格を有する者であること

- ④ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること
 - ⑤ 石川県から競争入札の指名停止の措置を受けている者でないこと
 - ⑥ 参加申込書及び企画提案受付期間において、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく民事再生手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること(ただし、会社更生法に基づく更正手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていないものとみなす)
 - ⑦ 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること
 - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下、同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成23年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (2) 共同企業体による参加
- 参加者は、以下の条件をすべて満たしていること。
- ① 構成員のいずれかが上記(1)の①から③の条件を満たすこと
 - ② すべての構成員が上記(1)の④から⑦の全ての条件を満たすこと
 - ③ 各構成員が、本プロポーザルに関して、単独での参加又は他の共同企業体の構成員となっていないこと

4 質問の受付及び回答

実施要領及び仕様書に関して質問がある場合は、次により提出すること。

- (1) 提出期限
令和8年1月28日(水)17時必着
- (2) 提出方法
質問票【様式1】を電子メールにより提出すること(口頭による質問は受け付けない。)
- (3) 提出先

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地
第51回全国高等学校総合文化祭石川県実行委員会事務局
(石川県教育委員会事務局学校指導課全国高等学校総合文化祭開催準備室内)
メールアドレス：soubun_ishikawa@pref.ishikawa.lg.jp

(4) 質問の回答

令和8年1月30日(金)に下記の公式ウェブサイトに掲載する。
<https://2027ishikawa-soubun.pref.ishikawa.lg.jp/>

5 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり参加申込書等を提出し、参加資格の確認を受けるものとする。

(1) 提出期限

令和8年2月4日(水)17時必着

(2) 提出書類及び部数

① 公募型プロポーザル参加申込書【様式2】〈1部〉

② 誓約書【様式3】〈1部〉

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

③ 事業者概要書【様式4】〈1部〉

※直近3カ年(令和4～6年度)の決算書、定款、役員名簿、パンフレット等も提出すること。

※共同企業体の場合は、全ての構成員分を提出すること。

④ 受注実績表【様式5】〈1部〉

※過去5年間(令和2～6年度)において、全国高等学校総合文化祭又は皇室ご臨席の式典行事を含む全国規模のイベントにおける式典演出や会場設営等の業務の受注実績を記載すること。ただし、記載事業者が中心となって実施した事業に限る(下請けや部分的な実績は除く)。

※実績を確認できる書類(契約書の写しなど)を添付すること。

※共同企業体の場合、該当する全ての構成員分を提出すること。

⑤ 共同企業体協定書(写)〈1部〉

※共同企業体を結成して参加する場合に提出すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託関係書類 在中」と朱書きすること。

(4) 提出先

上記4(3)に同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の9時から17時までとする。

(5) 確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和8年2月9日(月)までに電子メールで通知す

る。

なお、参加資格が認められた者については、企画提案書の提出を要請する。

(6) 留意事項

- ① 参加申込書等の提出後の訂正及び変更は認めない。
- ② 提出期限までに参加申込書等を提出しない者又参加資格が認められなかった者は、本プロポーザルに参加できない。
- ③ 確認結果については異議の申し立てをすることができない。ただし、前記(5)の通知を受けた者のうち、参加資格が認められなかった者については、その判断理由を付すものとする。
- ④ 参加申込書等に虚偽記載があった場合は、参加資格を取り消す。
- ⑤ 参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなった場合は、参加資格を失うものとする。
- ⑥ 都合により参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届【様式6】を提出すること（提出先は上記4(3)と同じ。）。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和8年2月25日（水）17時必着

(2) 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

(3) 作成方法

- ① 原則として、A4、横書き、左綴じとする。ただし、図表等については必要に応じてA3の折込みも可とする。
- ② 企画提案書の1ページ目（表紙）には「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運營業務委託 企画提案書」と記載し、余白に会社名を表示すること。また、2ページ目は目次とし、3ページ目以降に本文を配置し、本文にはページ番号を付すこと。
- ③ 次の内容を記載すること。

項目	記載内容
総合開会式に係る 実施計画の提案	下記について、具体的に記載すること。 ・ 第1部式典、第2部交歓会、第3部開催地発表の企画案 ・ 会場内及び会場周辺のレイアウト（出演者・来場者等の動線を含む）、舞台・会場装飾の計画案 ・ 警備計画及び危機管理対策案 ・ 運営要員の役割計画案 ・ 来場者の受付方法、予約管理計画、交通計画（駐車場・シャトルバス等）案 ・ インターネットを利用したオンデマンド配信計画案 ・ 開催までの準備業務及び実施業務スケジュール計画案
パレードに係る	下記について、具体的に記載すること。

実施計画の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出発式、パレードの企画案 ・ 会場のレイアウト（特に出演者の搬入～パレード～搬出までの動線・位置を詳細に記載）、装飾・看板等設置計画案 ・ 警備計画及び危機管理対策案 ・ 運営要員の役割計画案 ・ 熱中症予防・対応計画案 ・ 会場敷地内の通行規制・誘導計画案 ・ インターネットを利用したオンデマンド配信計画案 ・ 開催までの準備業務及び実施業務スケジュール計画案
事業実施体制	委託業務の実施体制（体制図や業務に係る人員等）を記載すること。総括責任者、主任担当者、業務従事技術者、演出家の配置を明示すること。
実績	これまでの類似業務の実績等を記載すること。
全体スケジュール	プレ大会のみならず本大会を見据えて、必要な作業項目を洗い出し、全体スケジュールを記載すること。
見積金額及び積算根拠	上記1(3)の金額の範囲内で、できる限り詳細な見積金額及び積算根拠を明らかにした見積内訳を記載すること。
独自提案	プレ大会の成功に向けた提案者独自の取組（仕様書の委託業務内容に記載のないもの）があれば記載すること。

- ④ 総合開会式及びパレードが、令和9年開催の第51回全国高等学校総合文化祭の予行演習及び気運醸成として行われるものであることを踏まえて、実施計画を提案することとし、必要に応じて令和9年本大会の会場レイアウト等の想定案や令和9年本大会までの全体スケジュール等を示すこと。

(4) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合、記録が残る方法により提出期限までに必着させること。なお、封筒に「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。

(5) 提出先

上記4(3)と同じ。

なお、持参の場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く、平日の9時から17時までとする。

(6) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書は1案とする。
- ② 提出期限までに提出しない者は辞退したものとみなす。
- ③ 企画提案書の提出後の訂正及び変更は認めない。
- ④ 企画提案書の記載が、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- ⑤ 提出された企画提案書は、審査に必要な範囲において複製する。

7 企画提案書の審査

(1) 審査方法

審査は、第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、提出された企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答により実施する。最も優れた企画を提案した者を受託候補者として選定する。

なお、応募多数の場合は、プレゼンテーションに先立ち書類選考を行う場合がある。

(2) 日時及び会場

企画提案書提出者に対し、別途通知する。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 説明者は1提案あたり5名以内とする。
- ② プレゼンテーションは提出した企画提案書等に基づき、25分以内とする。
- ③ パワーポイント等の電子データを用いてプレゼンテーションを行う場合は電子データを事務担当宛てに実施日前々日の17時までに電子メールで送付すること。
- ④ プレゼンテーションは、企画提案書に沿った内容とすること。企画提案書の内容と異なる新たな提案は認めない。
- ⑤ 審査会場には大型モニター（又はプロジェクター）、パソコンを準備するが、提案者が持参する機器等を用いる場合には予め相談すること。なお、提案者が持参する機器等を用いる場合、設定等準備の時間はプレゼンテーションの時間に含むものとする。
- ⑥ プレゼンテーションに係る審査委員からの質問に対しては、簡潔な説明に努めること。なお、質疑応答時間は25分以内とする。
- ⑦ プロポーザル参加者は、他の参加者のプレゼンテーション、質疑応答を傍聴することはできない。

8 選定方法

(1) 別紙2「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託公募型プロポーザル審査要領」に基づき、審査委員会において審査を行うものとし、各審査委員の評価点を集計した合計点の最も高い提案者を受託候補者として選定する。

(2) 合計点が満点の5割を満たす企画提案がない場合には、受託候補者を選定しないことがある。

(3) 審査は非公開で行う。

(4) 失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となることがある。

- ① 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ② 他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ③ 実施要領に適合しない書類を作成すること

- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ プレゼンテーションに参加しないこと
- ⑥ その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 審査結果の通知

審査結果は、上記7に参加した者に対して電子メールにて通知する。
なお、審査内容及び採点、選定結果に係る質問や異議は一切認めない。

10 委託契約の締結

(1) 契約の相手方

上記8により選定された受託候補者と随意契約を締結する。

(2) 企画提案内容と業務

企画提案書に記載された事項は、本業務契約時の仕様書の一部として取り扱う。

契約の締結にあたっては、審査委員会における意見を踏まえ、受託候補者と提案内容に沿った協議及び調整を行い、企画提案内容の一部を変更し、業務内容の追加や修正をする場合がある。その場合は、1(3)の金額以内で契約額を協議により別途決定する。

(3) 契約の不成立等

上記8により選定された受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないとき、又は協議が整わないときは、審査において順位付けされた上位の者から順に、契約に関する協議を行ったうえで契約を締結することができる。

(4) 契約保証金

本業務の受託者は、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号、以下「規則」という。）第134条の規定により、契約額の100分の10以上の額を契約保証金として納付する必要がある。ただし、規則第136条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

(5) 契約書案

委託契約に係る委託料の取り扱い、及び成果物に関する知的財産権の取り扱い等は、別紙3「第51回全国高等学校総合文化祭プレ大会開会行事運営業務委託契約書(案)」のとおりとし、当該契約書(案)に記載した条項（当該保証金を減免する場合の当該減免に関する条項の変更その他軽微な字句の変更を除く。）の変更には原則として応じない。

11 その他の留意事項

- (1) 企画提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された書類は返却しない。また、提出した企画提案書を実行委員会に無断で他に使用することはできない。
- (3) 提出された企画提案書は、審査以外を目的として提案者に無断で使用しない。

- (4) 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負う。
- (5) 本プロポーザルへの応募者及び受託候補者の企業名等を公表する場合がある。
- (6) 募集及び契約については、実行委員会の都合により中止することがある。
- (7) 本件の企画提案に要した費用（プレゼンテーションへの対応を含む）は、参加者の負担とする。